

注意事項

(埼玉県で登録をされている方へ)

証更新のための必要な研修

(未従事者更新研修/従事者更新研修)を

修了後の介護支援専門員証の更新の手続
は、様式第7号「交付申請書(更新)」を使用し、埼玉県へ更新申請を行ってください。

介護支援専門員証の有効期間満了日の6か月前から受付します。
受付期間(有効期間満了月の6か月前から有効期間満了日まで)

例：介護支援専門員証の有効期間満了日：令和8(2026)年4月1日

更新の手続き受付開始：令和7(2025)年10月1日から

※提出時期が早すぎると返却させていただくことがあります。

有効期間満了日以降の更新の申請はできません。有効期間満了日後に介護支援専門員証の交付申請をする場合は、再研修を受講の上、改めて介護支援専門員証の新規交付申請を行ってください。

申請書

(様式第7号)

介護支援専門員証交付申請書(更新)

(宛先) 埼玉県知事
以下のとおり申請します。

※太枠内の項目を記入してください。日付はすべて西暦で記入してください。

Application form grid with fields for: 申請日 (Application Date), フリガナ (Kana Name), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 介護支援専門員登録番号 (Registration Number), 登録日 (Registration Date), 有効期間満了日 (Expiration Date), 主任有効満了日 (Supervisor Expiration Date), 住所 (Address), 個人番号 (Personal Number), 連絡先電話番号 (Contact Phone Number), 現在勤務先のある都道府県 (Current Prefecture), 更新に必要な研修名及び研修修了日 (Required Training), 誓約 (Oath), 添付書類 (Attachments).

※住所は住民票に記載されている内容で記入し、漢字にフリガナをつけてください。
※申請者の本人情報確認については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の11第1項第1号、第30条の15第1項第1号の規定により住民基本台帳ネットワークシステムを用いて確認します。
※本申請書に記載された事項は、介護保険制度の適正な実施を図るためにのみ使用します。なお、必要があるときは、記載された事項を他の行政機関又は指定研修実施機関に対し、提示することがあります。

【参考】（本紙は申請書とあわせて提出する必要はありません）

介護保険法（平成18年4月1日施行／抜粋）

（介護支援専門員の義務）

第69条の34 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

（名義貸しの禁止等）

第69条の35 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第69条の36 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第69条の37 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。